

事務連絡
平成26年7月1日

障害福祉サービス事業等運営法人代表者様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

障害福祉サービスの報酬に係る算定について

本県の障害福祉行政の推進について、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、昨年度実施されました会計検査院の実地検査及び本県の実地指導において、以下の項目に関する不適切な報酬算定の実態が見受けられました。
つきましては、報酬告示と留意事項通知に基づいた適正な報酬算定に努めていただくとともに、各事業所に周知を図っていただくようお願ひいたします。

記

1 定員超過減算について

日中活動サービスにおいて、直近の過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1か月間について利用者全員につき減算を行うこととなっています。

例) 利用定員20人、1か月の開所日数が22日の場合

$$20\text{人} \times 22\text{日} \times 3\text{か月} = 1,320\text{人}$$

$$1,320\text{人} \times 1.25 = 1,650\text{人} \text{ (受入れ可能延べ利用者数)}$$

3か月の総延べ利用者数が1,650人を超える場合に減算となります(例:6月から8月の利用実績で定員超過した場合には、9月分が減算対象となります)。

多機能の場合は、サービスごとに算出します。

特に定員を増加する場合、定員増加前に定員超過していないか注意が必要。

2 欠席時対応加算について

利用者があらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として所定単位数を算定できることとなっています。

つまり、記録がない場合はもちろん、「欠席」とだけしか記録がない場合は算定できません。

具体的な相談援助の例（相談援助を実施のうえ記録すべき最低限のもの）は以下のとおりですが、日時、対応した職員の氏名、相手先の氏名は必ず記録してください。

具体的な相談援助の例（相談援助を実施のうえ記録すべき最低限のものとする）

- ・ 利用者又は家族に対して、次回のサービス利用を促す。
- ・ 医療機関への受診を促す（又は医療機関への受診を確認する）
- ・ 服薬の徹底など、家族に対する利用者への具体的なケアなどに関する助言を行う。
- ・ 欠席理由を具体的に確認する。

なお、本通知後、以上のような相談援助の記録がなく当該加算を算定している場合は、返還を求めるとしているため、ご承知おきください。

担当

長崎県福祉保健部

障害福祉課自立支援班 山口

TEL:095-895-2455

FAX:095-823-5082